

令和4年3月18日

鈴木委員

私からは、先行会派のお話がありましたが、災害警戒区域等、崖地の問題で、レッドとイエローということでお話がありました。今日は素朴な疑問、2つほど、ちょっとお願いしたいというふうに思っています。

と申しますのも、先般、私ども、今回で質問、この委員会が最後ですので、レッド、また、イエローと言われるところをちょっと回らせていただきました。そのときに、明らかにこれは大雨、台風という問題だけなんだろうか、例えば、震災等とかが来たときには、間違いなく大変なやっぱり被害を被るんじゃないかというふうに私は思いました。

その中で、県のほうのポータルサイトを見てみても、台風や大雨に備えて、大変皆様方の御努力いただいて立派なポータルサイトで、ここに対して私はどうのこうのと言うんじゃないんですが、やはり、住民の方々見てみても、この警戒区域というようなことが雨等々でもって相当かすんでいる。横浜ですから、現地に入れということもおかしいのかもしれませんが、皆様方が御努力いただいて、いろんな被害等々があったでしょう。きっとレッドとイエローをつくるために、大変な御努力いただいているんですが、現場の方たちに対する周知というか、緊張感というのは、私は申し訳ないですけども、全然感じられなかったです。

だけれども、私自身も現場を見てみて、このまま台風とか大雨とかを見るだけでいいのかと。これは震災になったら大変な騒ぎになるだろうなど。新築のお宅もありました。五、六軒。素人の私が見てみても、これは危ないなというけれども、ただ、結構過去に建てたであろう、横浜市さんかもしれない、土木事務所かもしれない、それは建っているだけだと。私は、いきなりここで、県土整備局の方に言うことじゃないと、もちろんこれはくらし安全防災局等々のいろんな縛りがあると思うけれども、やはり台風、大雨となると、やはりどちらかという、夏とか秋とかというふうになるじゃない。でも、今回のまた震度6の地震を見てみても、これはもう災害というのはもう幅広い、どちらかという災害と震災と分ける嫌いもあるけれども、やはり災害というのについては、もう全てを含んでいるというものであるならば、もう少し、震災対策ということもひっくるめて、大変に危ないですよというような出し方というのは考えていただきたいと思っておりますけれども、いかがですか。

土砂事業調整担当課長

まず、土砂災害の多くは大雨によって発生しておりますので、大雨による土砂災害の危険が高まったときに、土砂災害警戒情報を気象台と共同で発表してございます。

地震との関係でいいますと、東日本大震災の際に震度5強を記録した横浜市、ほかにも川崎とかあるんですけども、地震による地盤の緩みを考慮しまして、気象庁は土砂災害警戒情報を発表する基準というのがございまして、これを暫定的に通常の8割に引き下げたと、こういった運用を行っています。

一昨日の夜中にあった地震、あれは東北で震度6とかを記録しているんですけども、この地震においても同様に、気象庁は現在、岩手県、宮城県、福島県をはじめ、今、基準を大体7割、8割に引き下げて運用しています。

これは、どういうことを意味するかというと、通常、大雨が降った際に、危険だから逃げてくださいという基準があるんですけども、それが通常よりも少ない雨の段階でそういった警戒情報が発表されるという運用になっていますので、雨と地震との関係という意味では、そういった運用が今もなされています。

それで、あと、一方で、委員御指摘のありましたそういった地震に関する住民への周知も併せてということでごさいますけれども、これにつきましては、様々な周知の取組というものを今、市町村と共に取り組んでいるんですけども、そういった中で、どのような対応ができるのか、検討してまいりたいと考えております。

鈴木委員

のっけから重たい質問で申し訳ないんですけども、今、課長さんの答弁を頂いて、本当によろしく願いますとしか私は言いようがないんですけども、私はすごく怖いと思っているのは、やはり断層帯って細かくいっぱいあるわけじゃないですか。そうなってくると、そこも要するに研究とはまだまだないですよ。私は大雨、台風というのは本当に御苦労おかけして、皆様方のお力でもってある意味で軽微で済んで、神奈川県は来ているんですけども、これはやっぱり今回のことにしてもそうですけれども、やはり大変に震度が高いところから、間違いなくある意味では脆弱になったりとか、見た目には見えないわけですよ。そういう中では、もう一度、もしできましたら、関係部局、市町村とお話をいただきながら、まず、住んでいらっしゃる方々に対する、もう一度、また、どのような形で災害という、全体をひっくるめた形での対応ということについて御努力いただければというふうに思うんです。

もう1つは、そこでもって、今申し上げて、繰り返すような形になるけれども、やはり、明らかに、申し訳ないですけども、もう本当に私なんかは怖いなどと思ってきたんですけども、住民の方たちはもちろんそこにお住まいでいらっしゃる。そこに対して私が云々かんぬんということよりも、もう、それこそ皆さん方がいろんな御努力いただいて、レッド、イエローとつくってくださった。けれども、そこが要するに多分、皆様方からすれば、もうホームページ上には載っている。ハザードマップを横浜は出していますよというんですけども、申し訳ないですけども、とてもじゃないけれども現地の方々からすれば、そういうようなことはやっぱり私は連絡が届いていないと思いますよ。連絡というよりも、皆さん方、そういうところに住んでいらっしゃるということを、基本的には、人間とはやはり危険なことって自分が遭うとは思わないんじゃないですか、やっぱり。なってみて初めて、こんなような状況だったのかというのは、いろんな震災の、また、いろんな出来事のやっぱり末路ですよ、ある意味で。

私は、ここでちょっとお願いしたいのは、県としてやはり、何らかの形で命を守るという観点から、大変今難しいお願いをしなきゃならないわけでごさ

ますが、やはり、現地等々にやはり何年もたったような、そういうこと、いろんな内容が書いてあって、だけれども、このようになるとは、少なくとも私が見た文章の中では、厳しい書き方で書かれていないんですよ。危険なんですよということはそれは分かるんだけど、もっとやっぱりそういうところをきちっとした形で御連絡をいただく。また、何らかの形で周知をいただくというのは、やっぱり現地、現場というのは、ある意味で普通の方が御覧になっても、やっぱり大変だろうな、危ないねというふうに言っていらっしゃるんですよ、やっぱり。そこについて、やっぱり日常の、また、そこを通る方、また、それを利用される方等々に対してのやっぱり一つの啓蒙もひっくるめた形で、何らかの意識改革をするような広報というのを現場の中で展開していただければと思いますけれども、いかがですか。

土砂事業調整担当課長

土砂災害警戒区域の近くにお住まいの方、あるいは、その前を通りかかる方に対して周知はどうしていけばいいかという御質問だったと思うんですけども、やはり、多く、広く、いろんな方に危険性というのは周知していく必要があるということは認識しております。

現在、モデル的ではあるんですけども、逗子市内で11か所、標識の設置を進めておりまして、これは土砂災害警戒区域がその地域の中の地図で、どこら辺にあるかというものを落としたものを掲示板みたいなどころに出しているんですけども、ちょっとこういった試みも始めておりまして、そこにつきましては、3月、ようやく出来上がったというところでございます。

設置場所については、小学校の前だとか、駅前広場とか、地区の住民の方の目につくような場所を選んでおりまして、この表示する内容も何がいいかということ、市や自治会の組織の方々にも意見を頂きながら設置してみたわけです。

これは、まだ、設置したばかりなので、どういったところに問題があって、もっとよりよくするにはどうしたらいいかということもこれから検証に入るんですけども、それをやっていく中で、少し課題があるなというふうなところは、設置場所についてはやはり市の公共用地を活用するなどの工夫が必要でありますし、管理も含めて、地域の方の協力も不可欠であるということが明らかになってきました。

それと、あと、自宅の周辺が危険であるということを周りに知られることに対して抵抗感を示す地権者の方もいらっしゃいまして、そういったところも1つ課題かなということもあります。

ただ、こうした取組というのは非常に有効であるというふうにも考えておりますので、今後、県内市町村ともこういった事例を共有しまして、ほかの場所への設置ができないかといった検討を市町村と連携して進めてまいりたいと考えております。

鈴木委員

大変に私の要望が現場で実際に対応される皆さん方からすれば、それはなかなか大変だと私は思うんですけども、やはり周りの方々も実はそれはやっぱり感じていらっしゃるんですね。その中で、やはり私は明らかに震災等々にな

ったらこうなるだろうというようなこともシミュレートしていらっしゃるところも中にはあって、いろいろまた御苦勞をおかけすると思われませんが、やはり、命を守る、今、くしくも逗子のお話が出てきまして、やっぱり逗子の高校生の亡くなられた事件等々についても、やはりある意味でいろんな要素が絡まっていることは間違いないわけで、やはり人命ほど貴いものはないという観点からするならば、何らかの形で、また、住民の方々にお知らせいただくことでお願いしまして、質問を終わります。

意見発表

鈴木委員

まず初めに、県土整備局関係についてお話しします。

初めに、DXの活用についてです。これからの時代は、専門職、技術職の人数も少なくなっていて、ベテランの方から若い方への技の伝承、また、習熟といったようなところが難しくなっていくと思います。また、人が少なくなってきたり、大勢で現場に行けないときに、空からドローンを飛ばせば、それで済むというような時代を本当に迎えていると思います。これまで、私もドローンの活用を提言してきたところではありますが、その上で、DXについてはしっかりと取り組んでほしいと思っています。

具体的には、一般向けの廉価なドローンを使うことは否定しませんけれども、全天候型や強風にも強いドローンがあれば、ドローンの活用の仕方は大幅に広がるのではないかと思います。台風でとてつもない強い風が吹いているときは別ですが、多少の風雨であれば飛ばせるようなものであれば、災害前と災害後というようなものを確認できる。一般向けのドローンだけでなく、もっと性能のいいドローンを使えば、DXの考え方もまるで違ってくるのではないかと思います。様々な技術開発の状況をしっかりと注視して対応していくことを要望いたします。

また、これから先、デジタル技術はより高度になってくると思いますが、職員はそれに対応したスキルが必要になってくると思います。より高度なDXの時代が来るということを先取りして、職員の方にはしっかりと技術を身につけていっていただきたい。

災害復旧の現場などでドローンを飛ばすような高度な機材や技術が必要なものは民間へ外部委託するようになるかもしれない。そうしたときに向けて、やはり、やり方、システムみたいなものをつくっておく必要があると思います。同時に、職員の方々も、ただ飛ばせるというのではなく、委託をしたときにしっかりとチェックできる、そういうスキルを磨いていっていただきたい。ベテランの方も含め、全ての職員が勉強していっていただくことを要望いたします。

また、空のドローンの次は水中ドローンの活用も考えていっていただきたい。

例えば、災害が起こったとき、河川やダムに何かが流された。しかし、水中では人は行けない。そういうときに、水中ドローンがあれば、川底を確認できるようになります。そんな技術についても考えていっていただきたいと思います。

まとめとして、建設業における週休二日制の問題、建設現場の3Kの問題、いろいろありますが、DXにもっと力を入れることによって、一時的にはコストはかかるかもしれませんが、Society 5.0の時代を迎えるに当たって、建設分野の環境もよくなっていくと思います。県土整備局として、全国に先駆けたDXに取り組むといったものを進めていっていただくよう強く要望いたします。

次に、緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化促進についてです。緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化の促進については、第一に、緊急輸送道路のうち、耐震

診断を義務化し、県が耐震診断や耐震改修を補助する路線とその他の路線として県と市町村が補助する路線に分けて取り組んでいることは分かりましたが、一次も二次もなく、緊急輸送道路が寸断されてしまったならば、災害の復旧や復興に支障を来すことになると思います。優先順位としてそうせざるを得ないかもしれませんが、いずれは全ての緊急輸送道路でやっていけるように取組を進めていってほしい。

また、津波や大地震があったとき、道路が寸断されたら、とんでもないことになってしまいます。災害の際に緊急輸送道路を確保することは、県民にとって重要なことであり、沿道の耐震化がいかに重要か、沿道の方一人一人に理解していただく必要があると思います。そのためには、どの道路が緊急輸送道路に指定されているのか、県民への周知については、できる限り分かりやすくするよう工夫していただくよう要望いたします。

次に、土砂災害対策についてです。これまで、県では、ハード、ソフト、様々な土砂災害対策に取り組んできました。さらに、県民への周知というものも取り組んできたことは承知しております。

そういう中であっても、なお、実際に住んでいる方やすぐそばを通っている方は、危険性をしっかりと理解されているのか、不安に思うことがあります。特に大雨や台風だけでなく、地震のときなど、危険なんだということを、市町村や関係部局とも連携しながら、しっかりと周知していってほしい。

また、例えば、現地への標識の設置など、効果的な周知の方法を検討していただくよう強く要望いたします。

続きまして、企業庁関係についてです。

まず、水道システムの耐震化についてです。ライフラインである水道は、別のルートからバックアップを行うなどして、地震が起きても、断水を極力回避すべきであります。そのためにも、管路耐震化を進めるに当たっては、送水管などの基幹管路から優先的に行うべきであります。

また、管路耐震化の取組状況については、その具体的な効果も含めて常に県民目線で分かりやすくホームページに掲載するなどして、県民の皆様への説明責任を全うしてほしい。

一たび断水が起きて困るのは県民の皆様であります。県営水道では、給水車で水を運んでくるかもしれないが、例えば、お年寄りの方々にとって、給水場でポリタンクやバケツに水をくんでもらっても、それをお住まいまで持ち帰ってもらうには大変な労力が要ります。災害時にはこうした作業もあるということをおあらかじめ理解しておいてもらうためにも、県民が参加できる体験型の訓練を身近な自治体と連携して実施していただくよう要望いたします。

次に、ウォーターサーバーを活用した広報についてです。ウォーターサーバーについては、令和元年第2回定例会の本会議一般質問で、私が水道水の効果的なPRとプラスチックごみの削減の2つの視点から、観光スポットなどに設置することを提案したものであります。

これを受けて、企業庁で実際に鎌倉駅前広場や昨年夏のオリンピックセーリング会場に設置していただいたことについては大きく評価するものであります。

ただ、ウォーターサーバーを利用しようにも、まだ、マイボトルが十分に普

及していないし、今後、さらに設置を推し進めるためには、その維持管理も含めた費用がかかり、ビジネスという観点からも考える余地があるのではないで
しょうか。

SDGs の理念の下、さらにウォーターサーバーを広めるため、このような
課題にまで見据えた戦略を持って進めていただくことを要望いたします。

以上、意見を申し上げて、公明党県議団として諸議案に賛成いたします。